

## 決議 東日本大震災・原子力災害の被災者の即時・全面的救済と原発のない社会への決断を求める

(1) 憲法第 25 条に基づき被災者の生活を保障し、地域を再建することこそが、災害からの復興の基本である

3.11 東日本大震災ならびに原子力災害の発生から 1 年が経過した。被災地域では、被災者の生命とくらしの保障、被災地のコミュニティ機能の維持・復興を基本においた復旧・復興政策がとられてこなかったことによって、人災としての「復興災害」が広がっている。生活と生業の基盤を根こそぎ奪われたすべての被災者・被災地に対して、憲法第 25 条に基づき「健康で文化的な生活を送る権利」を保障することは、政府が果たすべき固有の役割である。地震多発時代に突入した日本において、現在の被災者を全面救済することは、すべての国民にとっての将来の備えでもある。

地域社会の再建は、政府や自治体の首長ましてや大企業や財界が描く青写真にそってではなく、そこで暮らす地域住民自身の手によって計画されなければならない。それぞれの地域の特殊性を十分に尊重しつつ、地域社会がもつコミュニティ機能をいかに維持・復興するのかを基本にした地域再生計画が実行されなければならない。

(2) 地域経済の再建は農林漁業と中小零細企業・自営業の復興を軸に行われるべきである

東日本大震災の多くの被災地は、漁業や農業を産業的基盤とした地域である。また、地域経済を担う多くの企業も、これらの第一次産業と結びついた中小零細企業である。それゆえ、被災地の地域経済の復旧・復興には、漁業・農林業ならびにそれらの周辺に位置する中小零細企業・自営業の再建・復興が不可欠である。大企業の誘致や漁業権の民間資本への売却を意図した特区構想ではなく、漁業者・農業者の復興への自主的な努力を尊重した地域経済再建政策が求められている。TPP への参加は断じて認められない。

地域経済の実情に応じた地域経済再建政策が採用されていないがゆえに、被災地では雇用状況はきわめて深刻である。このような状況が継続すれば、より多くの住民が住み慣れた地域を後にせざるをえない。多様な業種で地域住民を積極的に雇用する施策を推進すると同時に、政府の責任で、被災地に対する生活保護や失業保険の特別の適用を継続・拡充しなければならない。

(3) 原子力災害に苦しむすべての被害者に対してただちに全面賠償をさせ、原発の再稼働を許さず、原発をなくし、原発に依存しない社会を築こう

いま福島県民だけではなく、放射性降下物が大量に降下した地域で多くの住民が、原子力災害に苦しんでいる。今回の原発事故による原子力災害は、東電ばかりではなく危険な原発を安全神話に基づいて日本中に設置してきた政府によって引き起こされた人災である。しかも、その被害の内容は、従来の損害賠償請求における逸失利益とはまったく別のものである。先祖代々住み慣れた土地を離れざるをえない状況、子供の健康を願う家族がバラバラに住むことを強制される状況が将来的にどのような被害と損害をもたらすのか、誰にも確定できない。東電・政府は、このような被害者に対して原発事故がなかった場合の生活を基準に、ただちに全面的に賠償を行わなければならない。

起こってはならない、そして起こりえないとされた過酷な原子力災害を経験した日本で、もはや原発を存続させることは許されない。原発の再稼働を許さず、原発をなくし、原発に依存しない社会を築くために国民・企業・政府・科学者が英知を結集しよう。地震・津波からの防災・減災のための施策、原発に依存したエネルギー政策から持続性エネルギー重視の政策への転換は喫緊の課題である。